

外国企業の日本への投資活動や事業展開に関して、煩雑さが指摘されている規制・行政手続の見直しについて議論を行い、各省庁等において実施することとした取組を緊急報告としてまとめたもの。

1. 法人設立・登記関係

- 外国企業等が、日本国内で自らの銀行口座を開設せずとも、出資金の払込証明を作成し、子会社の株式会社を設立できるよう、
 - ① 出資金払込みの口座の名義人の範囲を拡大
 - － 外国企業等が出資金払込みのために利用できる口座の名義人について、発起人や設立時代表取締役に限らず、発起人の委任を受けた者であればよいこととする方向で検討し、年度内を目途に施行する。【法務省、28年度内を目途】
 - ② 払込先の金融機関の対象を拡充
 - － 邦銀の海外支店の口座が含まれることを通達により明確化。【法務省、28年内】
 - － メガバンクに対して速やかな態勢の整備を要請。【金融庁、28年10月】
- 登記手続等に必要なサイン証明書(印鑑証明の代替)について、従来の、本人の国籍国、日本(国籍国領事)に加え、
 - ① 本人の現在の居住国等においても取得可能とする。【法務省、28年6月】
 - ② 国籍国本国等で取得可能であっても日本における領事がサイン証明書を発行していない場合、日本の公証人の作成したものでもよいこととする方向で検討。【法務省、28年度内】
- 法人設立後の銀行口座開設手続が円滑に進むよう、メガバンクに対し、対応できる支店等の集約、情報の共有、事務取扱の徹底等の態勢の整備を要請。メガバンクにおいて、年内を目途に態勢の整備を行う。【金融庁】

<その他の取組>

- ・ 会社設立関係の通達全文を掲載するウェブサイトを開設。【法務省、28年9月】
- ・ 登記申請等における外国語の提出書類の日本語への翻訳を省略することができる例を明確化。【法務省、28年度内】
(例: 外国会社の取締役会議事録のうち、申請に関する内容以外の部分)
- ・ 定款認証手続等において割サインを不要とする。【法務省、28年度内】

2. 在留資格関係

- 在留資格に関する手続を窓口に出向かずに済むよう、オンライン化を平成30年度より開始すべく、所要の準備を進める。【法務省】
- 手続に要する期間の見通しが立てやすくなるよう、所要期間の実績データの公表や、申請者が案件の進捗状況をオンラインで確認できる仕組みの導入について検討。【法務省】
- 高度外国人材の受入れを促進するため、
 - － 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設 【法務省、28年度内】
 - － 高度人材ポイント制※の要件見直し(評価項目の追加等) 【法務省、28年度内】 ※配偶者のフルタイム就労、家事使用人帯同等の優遇措置あり
 - － 高度外国人材が帯同する家事使用人の受入れ要件(海外で継続雇用していた家事使用人と同時期に入国)について、高度外国人材の入国後でも呼び寄せられるよう見直しを検討。【法務省】

3. 行政手続のワンストップ化

- 東京開業ワンストップセンターの取扱業務を拡充。【内閣府等、28年内】
 - ① 登記、税務、年金等の6事務の電子申請を可能にする。【内閣府等、28年内】
 - ② 取り扱う在留資格の対象に「技術・人文知識・国際業務」を追加(※現行は「経営・管理」「企業内転勤」のみ)するとともに、申請できる期限を段階的に延長し、平成30年4月を目途に、法人設立後5年以内まで延長(※現行は法人設立後6か月以内)。

4. 外国語での情報発信

- 事業活動や生活に関してニーズの高い情報の外国語での発信の強化。【各省庁】
(例: e-Taxの主な操作マニュアル、主要な申告書や通知書の説明、社会保険等の手引きなど。)
- JETROのウェブサイトや各省庁の外国語情報に関するポータルサイトとする。

5. 輸入関係

- 統計品目番号(HSコード等)の「国内細分」の統廃合の推進による企業の分類作業負担の軽減。【財務省等】
(例: 衣類は統計把握の必要性が低い国内細分の30年度統廃合実施に向け検討(Tシャツは29年度実施)。がん具は29年度の関税改正において国内細分統合を予定。)
- 輸入者等の利便性を高めるための情報発信の充実。【財務省・厚生労働省、28年度内】
(例: 輸入品目別に必要な法令手続情報(税関HP)、食器等の輸入時の検査に必要なサンプル数の目安や試験成績書に記載すべき事項・留意点(厚生労働省HP)など)